

平成22年度6月1日  
雇用均等・児童家庭局総務課  
虐待防止対策室  
補佐 太田 和男(7797)  
係長 横江 智敬(7799)  
(電話代表) 03(5253)1111  
(電話直通) 03(3595)2166

## 平成22年度「児童虐待防止推進月間」の標語 の募集について

### 1. 趣 旨

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、その内容も専門的な援助を必要とするケースが増えています。特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も跡を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

こうした状況を踏まえ、平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

平成22年度におきましても、この児童虐待防止推進月間の取組の一つとして、国民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりを持てるように意識啓発を図ることを目的として、標語の公募を行うことといたします。

なお、本年度選定された標語については、児童虐待防止に共通する標語として複数年度にわたって使用することもあります。

### 2. 募集内容

#### (1) テーマ

上記1の趣旨を簡潔に表現していて、児童虐待問題に関する国民一人ひとりの意識啓発に資するにふさわしい、簡潔で覚えやすい標語。

(例:薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」、飲酒運転防止「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」等)

#### (2) 応募資格

特に制限はありません。どなたでも応募できます。

#### (3) 応募方法

電子メール又は郵便はがきに1作品を記入し、郵便番号・住所・氏名・電話番号・年齢・職業をご記入の上、下記の宛先までお送り下さい。1人1作品の応募に限ります。

宛先は、「児童虐待防止推進月間」に開催する「子どもの虐待防止推進全国フォーラムin広島」の共催事務局となります。

○電子メールの場合

fukatei@pref.hiroshima.lg.jp

・メールの題名は「児童虐待防止推進月間に関する標語募集」としてください。

・ファイルを添付する場合は、Word、一太郎又はテキスト形式のいずれかによりお願いいたします。

○郵送(はがき)の場合

〒730-8511

広島県健康福祉局総務管理部こども家庭課 児童虐待防止標語募集担当 宛

※ FAX、電話による応募はお受けできかねますので、あらかじめご了承ください。

(4) 応募上の注意

ご自身で創作した未発表の作品に限ります。

なお、応募作品は、返却いたしません。

(5) 著作権

著作権は、主催者に帰属します。

(参考)平成21年度の標語

守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ

### 3. 応募期間

平成22年6月1日(火)から7月9日(金)。

郵送の場合は、当日消印有効とします。

### 4. 選定方法

広島県、広島市の協力を得て選定し、1作品を最優秀作品(厚生労働大臣賞)として決定します。

### 5. 発表

最優秀作品は、平成22年8月以降に本人に通知するほか、厚生労働省ホームページ等で発表します。

### 6. 表彰

平成22年11月23日(火)に開催する「子どもの虐待防止推進全国フォーラムin広島」(開催場所:広島県広島市)において、賞状を授与します。

(予定)

### 7. 標語の活用

今回の募集により選定された標語(最優秀作品)は、児童虐待防止推進月間に全国各地で実施される広報・啓発活動等において幅広く活用します。

## 8. 主催者

厚生労働省

## 9. 事務局

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室

TEL 03-5253-1111(内線:7800)



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

---